

桜美林大学におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）基本方針

1. 桜美林大学におけるFDの定義

本学におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）とは、桜美林学園の建学の精神である「キリスト教精神に基づく国際人の育成」及び本学の基本理念に基づき、教育の質の向上と人材育成の使命を果たすため、教職員が教育活動の内容及び方法を継続的に点検・改善し、組織的かつ体系的に取り組む活動をいう。

2. FDの目標

本学のFDは、本学のディプロマ・ポリシーに示された能力・資質の育成を支える観点から、次に掲げる事項を教職員に求め、その向上を目標とする。

- (1) 専攻分野における体系的な知識・理解と、社会人としての常識やモラルを踏まえた教育を実践する力
- (2) 多様な文化や価値観を尊重し、語学力を含むコミュニケーション能力の育成に資する教育を行う力
- (3) ICT等を活用した情報収集・分析を通じて、論理的思考力を涵養する教育を構想・実践する力
- (4) 学生が主体的に課題を発見し、解決に向けて取り組む力を高めるための学修支援を行う力
- (5) 「学而事人」の理念に基づき、社会的倫理観や自己管理能力を備えた人材の育成に寄与する教育を行う姿勢
- (6) 他者と協調・協働する力を育むとともに、社会的に貢献できるリーダーシップの涵養を支える教育力

3. FD活動について

本学のFD活動は、前項の目標達成に必要な教育力の向上、教育内容及び教育方法の改善、教育環境の充実に関して、教職員が個人及び組織として主体的に取り組む活動である。

FD活動は、教職員のキャリア段階や所属組織の特性に応じて、継続的かつ発展的に実施されるものとし、単発的な研修にとどまらず、日常的な教育改善の取組として位置付ける。

また、これらの取組を組織的に支援・促進する活動も、FD活動に含まれる。

4. FD活動の実行主体

本学のFD活動は、教職員個人の自律的な教育改善の取組を基盤としつつ、大学及び学群等の教育組織を実行主体として、組織的に実施するものとする。

各組織は、それぞれの教育目的及び教育課程の特性を踏まえ、教育の質向上に資する FD 活動を企画・実施し、大学全体としての教育改善に寄与する。

5. FD 活動に対する支援体制

本学では、FD 活動を組織的かつ体系的に推進するため、大学教育研究会議の下に桜美林大学全学 FD 委員会（以下「大学 FD 委員会」という。）を設置する。

大学 FD 委員会は、全学的な FD の基本方針及び重点事項を共有し、FD 活動の体系性及び継続性の確保を図るとともに、各組織における FD の取組を支援する役割を担う。

また、FD 活動の円滑な実施及び実施状況の把握にあたっては、関係部署が相互に連携し、必要な支援及び環境整備を行うものとする。